

障害児通所支援の給付決定における聴き取り調査の協力のお願い

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定にて、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障がい児に支援を行ったときの加算として、「個別サポート加算（I）」が創設されることとなりました。

市ではこれまでも、障害児通所支援の給付決定時にサービスの必要性を判定するために保護者へ聴き取り調査を行ってききましたが、令和3年4月以降は当該加算の創設に伴い、各児童発達支援、放課後等デイサービス及び相談支援事業所等（以下、「事業所等」という。）で把握している対象児童の実態をより反映させた調査内容にて判定を行いたく、下記のとおり聴き取り調査の協力をご依頼させていただきます。

なお、本調査により「個別サポート加算（I）」の対象の判定も行うこととなり、加算対象となった場合には利用者負担にも影響が生じますので、保護者へは丁寧な説明と調査内容の共有をお願いいたします。

1. 児童発達支援・医療型児童発達支援に係る「乳幼児等サポート調査」について

別紙「調査票」のA面をご利用ください。各調査項目の解釈と具体例については、別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」をご覧ください。

2. 放課後等デイサービスに係る「就学時サポート調査」について

別紙「調査票」のB面をご利用ください。各調査項目の解釈と具体例については、別紙の「乳幼児等サポート調査留意事項」と「就学児サポート調査（行動関連 16 項目）留意事項」をご覧ください。

3. 共通

(1) 「調査票」は障害児通所支援の更新案内と併せて通所決定保護者宛に送付するので、保護者から「調査票」作成の依頼がありましたら事業所等にて調査を行ってください。調査結果について保護者の同意を受けた日にちを「調査票」に記入の上、保護者に渡してください。原則、障害児通所支援の更新申請時に他の書類と併せて保護者から市に提出していただきます。

(2) 「調査票」の提出のタイミングは、障害児通所支援の新規申請時及び更新時としますが、「個別サポート加算(Ⅰ)」の判定のための変更申請は随時受付けています。既に障害児通所支援の給付決定を受けている児童が、新たに「個別サポート加算(Ⅰ)」の給付決定を希望する場合は、「(様式第6号)障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」と「調査票」と「受給者証」(※シール対応でよい場合は不要)を市に提出してください。

《変更申請の提出の時期と加算適用のタイミング》

- ・令和3年4月から「個別サポート加算(Ⅰ)」の給付決定を希望する場合は、令和3年4月22日(木)までに変更申請が必要です。
- ・令和3年5月以降に「個別サポート加算(Ⅰ)」の決定を希望する場合は、変更申請のあった月の翌月から加算の給付決定を行います。

(3) 重症心身障がい児が重心型児童発達支援事業所または重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、「個別サポート加算(Ⅰ)」の算定対象にはならないので、原則として、「個別サポート加算(Ⅰ)」の決定は不要です。例外として、重症心身障がい児が非重心の事業所を利用し、重症心身障がい児以外の基本報酬を算定することになる場合は、「個別サポート加算(Ⅰ)」も算定可能となるため、加算の決定が必要となります。

(4) 放課後等デイサービス(重心以外)の給付決定を受けている児童のうち、既に指標に該当する児童は、そのまま個別サポート加算(Ⅰ)の決定がされているものとして取り扱うため、変更申請の必要はありません。

(5) 調査票と調査留意事項は市ホームページに掲載しています。必要に応じてダウンロードしてご利用ください。

【問い合わせ先】

浦安市 福祉部 障がい福祉課 担当：大森・布施
〒279-8501 浦安市猫実 1-1-1
TEL:047-712-6393、FAX:047-355-1294
syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp